

令和5年第5回  
島尻消防組合議会10月定例会

会議録

令和5年10月30日(月)

| 令和5年第5回 島尻消防組合議会                          |                |          |          | 1日目   |
|---|----------------|----------|----------|-------|
| 10月定例会                                    |                |          |          |       |
| 招集月日                                      | 令和5年10月30日(月)  |          |          |       |
| 招集場所                                      | 島尻消防組合消防本部 講堂  |          |          |       |
| 開閉会等日                                     | 開会             | 午後1時30分  | 議長       | 運天 貴也 |
| 時及び宣告                                     | 閉会             | 午後1時30分  | 議長       | 運天 貴也 |
| 出席(応招)第5回<br>10月定例会                       | 議員番号           | 氏名       |          |       |
|   | 1番             | 仲間 光枝    |          |       |
|   | 2番             | 宮城 勝也    |          |       |
|   | 3番             | 森山 悟     |          |       |
|   | 4番             | 新垣 勝夫    |          |       |
|   |                |          |          |       |
| 欠席(不応招)議員                                 |                |          |          |       |
| 議事録署名議員                                   |                | 1番 仲間 光枝 | 2番 宮城 勝也 |       |
| 職務の為議場に出席した者                              |                | 書記 新垣 輝  |          |       |
| 地方自治法121条<br>により説明の為議<br>場に出席した者の<br>職、氏名 | 管理者            | 古謝 景春    | 第一警備課長   | 新垣 強  |
|   | 副管理者           | 新垣 安弘    | 第二警備課長   | 仲村 常司 |
|   | 消防長            | 屋比久 学    | 第三警備課長   | 平安名 勲 |
|   | 次長兼総務課長        | 島袋 清正    |          |       |
|   | 署長兼警防課長        | 城間 功     |          |       |
|   | 会計管理者<br>兼会計課長 | 比嘉 典夫    |          |       |
|   | 予防課長           | 大城 学     |          |       |

令和5年 第5回島尻消防組合議会 10月定例会 会期日程表

| 会期 | 月日           | 会議区分 | 会議時刻 | 日 程   |
|----|--------------|------|------|---|
| 1  | 十月三十日<br>(月) | 本会議  | 13時半 | 第1. 会議録署名議員の指名について<br>第2. 会期の決定について<br>第3. 諸般の報告について<br>第4. 管理者報告について<br>第5. 令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について<br>第6. 令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について<br>第7. 島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について<br>第8. 一般質問 |

会 期 令和5年10月30日(月) 1日間

令和5年 第5回島尻消防組合議会 10月定例会 議事日程

| 日 程 | 付 議 事 件 | 件 名                              | 備考 |
|-----|---------|----------------------------------|----|
| 第1  |         | 会議録署名議員の指名について                   |    |
| 第2  |         | 会期の決定について                        |    |
| 第3  |         | 諸般の報告について                        |    |
| 第4  |         | 管理者報告について                        |    |
| 第5  | 認定第1号   | 令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について     |    |
| 第6  | 議案第20号  | 令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について |    |
| 第7  | 議案第21号  | 島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について       |    |
| 第8  |         | 一般質問                             |    |

## 令和5年第5回島尻消防組合10月定例会

午後1時30分

議長（運天貴也）

これより令和5年第5回島尻消防組合議会10月定例会を開会したいと思います。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。島尻消防組合議会会議規則第71条により、本日の会議録署名議員は、1番仲間光枝議員、2番宮城勝也議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題と致します。

本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、本会議は10月30日の1日間と決定致しました。

日程第三、諸般の報告を行います。管理者より島尻消防組合令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について、令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について、島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についての議案が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第四、「管理者報告」を行います。

管理者（古謝景春）

皆さん、こんにちは。令和5年第5回、島尻消防組合10月定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公務ご多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは当組合の報告、及び議案内容を説明したいと思います。当組合は昭和50年10月に発足し、今年で48年目を迎えようとしております。これまで南城市、八重瀬町の財産を守るべく消防業務として日々活動しております。今日まで、組合関係者の深いご理解とご協力のお陰をもちまして、消防体制は年々充実強化を歩んでおります。

近年、社会情勢は厳しさを増し、災害形態も多様化する中、消防行政は新たな災害環境も正面から受けとめ的確に対処しなければなりません。その使命は益々重くなっておりますが、地域防災のため、住民の期待に応えるよう消防体制を堅持し、消防使命を発揮していきたい所存であります。

さて、最近の行事として、去る9月26日に南城市観光振興拠点施設において第36回南部消防操法大会が開催されました。この操法大会は、南部地区の消防団員が模範的な消防操法の技術向上を図ることにより、消防活動の発展充実に寄与することを目的としております。その大会において島尻消防団が総合優勝を成し遂げることができました。これもひとえに消防組合関係者の協力のもと消防職・団員が一致団結した成果であります。

また、消防職員の訓練等におきましては、令和5年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練が、来る11月25日から26日まで福岡県で開催されます。当組合は緊急消防援助隊沖縄県隊の消火小隊として訓練に参加し、地震・津波等、大規模災害を想定した緊急消防援助隊の受援側から要請される応援隊として効果的な活動を行うものであります。

日々の訓練は、災害時に迅速な対応をするために欠かせない消防業務となっておりますので消防力強化に繋がることを期待しております。

具志頭出張所については、新たに島尻消防署八重瀬出張所へと名称を変更し、9月1日から供用開始されております。消防庁舎と併設された訓練等を含め防災拠点として地域住民の安全・安心の確保に重要な役割を果たす施設と確信しております。

また、旧具志頭出張所の跡地利用については、構成市町と十分に協議し、有効活用をしていきたいと思っております。

つづきまして、定例会に提出した議案内容ですが、まず認定第1号、「令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、次に議案第20号、「令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について」、次に議案第21号、「島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」であります。

以上、今回の定例会についての議案等は、事務局よりご説明申し上げますので慎重審議をよろしくお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（運天貴也）

日程第五、認定第1号「令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」議題と致します。

提案者からの提案理由を求めます。

会計管理者兼会計課長（比嘉典夫）

皆さん、こんにちは。よろしく申し上げます。

それでは、令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算書について、ご説明いたします。表紙をお捲り下さい。

認定第1号「令和4年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について」、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度島尻消防組合歳入歳出決算書別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和5年10月30日、島尻消防組合、古謝景春。

はじめに、歳入歳出及び差引残高についてであります。1ページをお開き下さい。令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入総額16億6,491万7,894円、歳出総額13億266万5,628円、差引残高3億6,225万2,266円となっております。

続きまして、実質収支に関する調書であります。決算書18ページをお開き下さい。実質収支に関する調書、歳入総額16億6,491万7,894円、歳出総額13億266万5,628円、歳入歳出差引額3億6,225万2,266円、翌年度へ繰り越すべき財源での繰越明許費等は3億5,161万5,000円、実質収支額は1,063万7,266円でございます。

歳入歳出の内訳については4ページをお開き下さい。事項別明細書で歳入決算から説明します。

1款1項分担金及び負担金、予算現額11億8,014万円、収入済額11億8,014万1,226円、内訳としまして1目市町負担金、収入済額11億5,523万7,000円、構成市町負担金として、南城市6億7,795万7,000円、八重瀬町4億7,728万円であります。

なお、負担金割合は人口割で南城市58.6%、八重瀬町42.4%となっております。

2目市町特別負担金、予算現額2,490万3,000円、収入済額2,490万4,226円、その内訳として、消

火栓維持管理費負担金327万円、消火栓新設負担金417万8,226円、新型コロナウイルス感染症に係る臨時負担金1,745万6,000円、構成市町負担金として、南城市1,024万4,000円、八重瀬町728万2,000円。

次に、2款1項1目総務使用料、予算現額111万6,000円、収入済額111万2,000円、これは職員の駐車料使用料金であります。

5ページをお開き下さい。2款2項1目消防手数料、予算現額10万円、収入済額36万4,500円、これは予防課の危険物検査手数料でございます。

同じく2款2項3目総務手数料、これは当初予算には計上しておりませんでした、収入として140円ございました。これは情報公開開示による発行手数料でございます。

3款国庫補助金、4款県支出金、県補助金はありませんでした。

5款1項1目利子及び配当金、予算現額1,000円、収入済額569円、これは基金積立による利子でございます。

6ページをお願いします。物品売払収入予算額1,000円、収入済額35万円、これは消防ポンプ車でございます。

6款1項1目基金繰入金、予算現額4,944万4,000円、収入済額4,944万4,000円、これは庁舎整備基金2,400万円と、財政調整基金2,544万4,000円の繰入金でございます。

7款1項1目繰越金、予算現額843万1,600円、収入済額843万1,791円、これは令和3年度の繰越金となっております。

6～7ページをお願いします。8款1項1目諸収入、予算現額884万5,000円、収入済額1,006万5,668円、これは予算現額に対しまして収入済額122万668円の増となっております。これは2節雑入、消防学校講師派遣料、自動販売機電気料等になります。

消防指令センター派遣職員の超勤分や指令センターの余剰金と実質的な収入となっております。当初予算より増額となっております。

また、消防応援派遣料ですが、糸満市、東部消防等の近隣救急及び火災での応援にての6万5,000円となっております。これは消防応援規程がございまして、それに伴う金額でございます。

9款1項1目消防債、予算現額4億3,870万円、収入済額4億1,500万円、これは新庁舎建設に伴う借入金となります。

8ページをお願いします。下の方の合計で予算現額16億8,678万1,600円、調定額16億6,491万7,894円、収入済額16億6,491万7,894円、予算現額に対しまして収入済額2,186万3,706円の減、収入率は98.7%でございます。

次に歳出についてご説明します。9ページをお願いします。

1款1項1目議会費、予算現額118万2,000円、支出済額117万7,446円、不用額4,554円、執行率は99.6%でございます。

2款1項1目一般管理費、予算現額44万4,000円、支出済額44万4,000円、執行率は100%でございます。

2款1項2目財政管理費、予算現額3,271万7,000円、支出済額3,271万6,000円でございます。不用額は1,000円でございます。

続きまして、9～10ページに跨ります。2款2項1目監査委員費、予算現額41万6,000円、支出済額39万8,286円、不用額1万7,714円、執行率は95.7%となっております。

3款1項1目消防費、予算現額9億6,033万2,600円、支出済額9億3,902万2,442円、繰越明許費1,480万2,000円、不用額650万8,153円、執行率は97%でございます。

その中で、2節給料、予算現額3億4,186万5,000円、支出済額3億4,157万7,397円、不用額28万7,603円、3節職員手当等、予算現額3億4,908万3,000円、支出済額3億4,500万6,004円、不用額407万6,996円で、主な不用額要因として次に跨りますが、超過勤務手当等についての予算残が要因となっております。

11ページをお願いします。4節共済費、予算現額1億2,772万3,000円、支出済額1億2,761万752円、不用額11万2,248円となっております。8節旅費、予算現額153万円、支出済額143万4,760円、不用額9万5,240円、執行率は93.7%でございます。

11～12をお願いします。10節需用費、予算現額4,042万7,300円、支出済額3,988万455円、不用額54万6,845円で、執行率は98.6%であります。主な不用額として消耗品等があります。

11節役務費、予算現額1,183万3,000円、支出済額1,062万3,901円、不用額120万9,099円とあります。執行率は89.7%です。主な不用額として、会計課の窓口手数料の減などです。

12節委託料、予算現額3,948万2,000円、支出済額3,942万954円、不用額6万1,046円となっております。執行率は99.8%、これは顧問弁護士料、産業医委託料等、また梯子車オーバーホール用の3,246万9,800円も含まれます。詳細は12から13ページになります。

13ページをお願いします。13節使用料及び賃借料、予算現額685万5,000円、支出済額685万3,065円、不用額1万1,935円、執行率は99.8%でございます。

14ページをお願いします。17節備品購入費、予算現額1,924万600円、支出済額438万6,093円、翌年度への繰越明許費は1,480万2,000円、不用額は5万2,547円になります。今年度の各部署においての必要備品の購入になります。

18節負担金、補助金及び交付金、予算現額1,982万4,000円、支出済額1,977万4,869円、不用額4万9,131円、額が大きいのは、消防通信指令センターの運営負担金で1,634万6,951円と占めており、執行率は99.7%でございます。

15ページになります。26節公課費、予算現額70万3,700円、支出済額70万2,700円、不用額1,000円、これは公用車車検に伴う重量税となっております。

3款1項2目非常備消防費、既にご承知のとおりでございますが、消防団に関する決算でございます。予算現額617万8,000円、支出済額570万3,506円、不用額47万4,494円、執行率は92.3%であります。

1節報酬、予算現額154万7,000円、支出済額154万7,000円、不用額は0円、消防団員70名分の報酬となります。

8節旅費、予算現額142万4,000円、支出済額102万7,060円、不用額39万6,940円で、内容として災害時出勤の減と行事等が新型コロナウイルス感染症対策の理由で出来なかったためによる不用額となっております。

10節需用費、予算現額64万円、支出済額63万9,522円、不用額478円、執行率は99.9%、その中で貸与43万9,890円は、新規消防団員の活動服や靴、帽子等の金額となります。

18節負担金、補助金及び交付金、予算現額256万6,000円、支出済額248万9,924円、不用額7万6,076円、内訳は消防団員の消防署運営費の負担金となっております。

3款1項3目消防施設費、予算現額6億923万7,000円、支出済額2億4,858万636円、翌年度への繰越明許費は3億6,041万3,000円、不用額24万3,364円となっております。

10節需用費、予算現額87万円、支出済額67万7,710円、不用額19万2,290円、これは庁舎修繕に伴うものになります。

12節委託費、予算現額2,715万4,000円、支出済額49万5,700円、翌年度への繰越明許費は2,665万8,000円、不用額は300円、これは八重瀬出張所工事設計委託費になります。

16ページをお願いします。14節工事請負費、予算現額5億7,371万4,000円、支出済額2億3,995万9,000円、翌年度への繰越明許費は3億3,375万5,000円でございます。

15節原材料費、予算現額5万円、支出済額0円、不用額5万円。

18節負担金、補助金及び交付金の予算現額は744万9,000円、支出済額744万8,226円、不用額は774円、これは消火栓維持負担金の支払いと、消火栓新設負担金であります。

4款1項1目公債費、元金、予算現額7,250万5,000円、支出済額7,250万4,328円、不用額672円、また2目利子、予算現額229万3,000円、支出済額211万8,984円、不用額は17万4,016円、主な償還は、救急指令センター事業債、佐敷建設事業債、八重瀬出張所建築・土木設計委託業務、あと救急車や消防車両購入による償還で、11件分の借入元金と12件分の利子の償還となっております。歳出における公債比率は5.73%であります。

17ページをお願いします。6款の予備費について、予算現額は300万円ありますが、今年度は152万5,000円を充当しまして、147万5,000円が不用額となっております。

下の歳出合計で、予算現額16億8,678万1,600円、支出済額13億266万5,628円、繰越明許費3億7,521万5,000円、不用額890万972円でございます。

続きまして、財産に関する調書について、19ページをお開き下さい。

財産に関する調書、令和5年3月31日現在、土地、建物に関する調書であります。前年度同様でございます。

次に20ページをお願いします。物品については、久高島の軽人員搬送車、積載車の2台減で32台となっております。

次に21ページをお願いします。基金でございますが、財政調整基金は、令和4年度中に727万2,000円の増、2,700万円の減、3,480万8,566円の現在高が令和4年度末の基金となっております。

次に22ページをお願いいたします。地方債の借入及び公債費の支出状況ですが、令和4年度は八

重瀬出張所建設による借入で4億1,500万円あり、償還で7,462万3,312円支出をしております。これは11件分の償還と歳出比率で9.1%であります。

地方債現在高においては、7億4,483万3,430円となっており、借入先は国の財政融資資金や地方公共団体機構及び民間の金融機関となっております。

次に23ページをお願いします。下の構成比をお願いします。決算の款及び節ごとの一覧表となっております。

歳出費全体としまして、議会費が0.09%、総務費2.58%、消防費91.6%、公債費5.7%の割合となっております。

次の24ページ、組合の財源についてであります。当組合の財源は、構成市町の負担金11億8,014万1,226円、構成比70.9%により運営しております。

また、前年度の歳出11億1,233万3,374円と比較して令和4年度は16億6,491万7,894円、5億5,258万4,520円増となっておりますが、これは八重瀬町出張所建設費繰越金、又は組合債の増減などが主な要因となります。

次の25ページをお願いします。この表は、性質別年度の決算調書となっております。右側の令和4年度のAの義務的経費で8億9,385万5,997円となり、約68.62%を占めております。

Bの投資的経費で、今回は八重瀬町出張所建設の2億3,995万9,000円で、18.42%となります。

Cのその他経費で1億6,885万631円、約12.96%となっております。ちなみに1人当たり1万6,579円の経費負担となっております。

人口は前年度、南城市、八重瀬町合計7万7,759名に対し、令和5年3月31日現在は7万8,574名で815名の人口増となっております。

以上で説明を終わりますが、議員の皆様のお手元には決算書とともに「主要な施策の成果に関する報告書」、これは100万円以上の事業で令和4年度島尻消防組合防火服更新事業、15メートル級梯子付消防ポンプ自動車オーバーホール事業、島尻消防署仮眠室個室化改修事業の3件であります。

また、令和5年8月に行われた決算審査による監査委員からの決算意見書で指摘事項及び要望書が記載されております。その中の考察要望で、消防署の勤務体系は不規則で交代勤務である。また、近年発生している新型コロナウイルス感染症による影響で特に問題が出ております。

令和4年度の島尻消防署仮眠室改修工事事業により、仮眠室は完全個室化により職員間の感染拡大、職員ストレス及び健康管理面において勤務条件の向上が図れる。また、令和4年度から会計課が導入しているJAネットバンキングは経費削減として大きな成果を果たしている。今後とも勤務環境面、新型コロナウイルス感染症に対し、引き続き万全な対策を確立しながら住民サービスに努めてまいりますとありました。

これを参照にしてご審議のほど、よろしく申し上げます。以上であります。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1番（仲間光枝）

こんにちは、よろしくお願いします。決算認定においては、いまご説明があったとおり、監査委員の審査を経て上程されておりますので、提出された意見書の中で指摘のあった内容について質疑をさせていただきます。

質疑は2回というふうになっておりますので、2点お伺いします。

不用となった消防車の買い取りに関して指摘を受けております。その売却に関しての経緯の説明と、指摘に対する消防側のご見解を伺います。

署長（城間 功）

仲間議員の質問にお答えします。消防車両の売却については、4社ほどの案内をかけた上で、そこで買取価格の高い方を選定して売却したのとなっております。以上です。

1番（仲間光枝）

続きまして、2点目なんですけれども、意見書の中でそんなふうには書いてないんですが、私の読み取り方ですが、節約の度を超して業務や労働環境に悪影響があるよということで指摘されていると思います。

この後の一般質問にも関連してきますけれども、短期、中期、長期で必要な予算が想定される支出等を見える化にして基金等に備えていくことも必要ではないのかなというふうに思っています。消防のご見解を伺います。

署長（城間 功）

これに関しましては更新事業、いわゆる車両とかの更新の計画は立てております。その中で予算とか請求していきますので、そこで財政課なりと意見交わしながら行っているところでございます。

議長（運天貴也）

他にございますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。認定第1号「令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算について」、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり認定されました。

日程第六、議案第20号「令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について」を議題と致します。

提案者からの報告を求めます。

消防長（屋比久 学）

こんにちは。議案第20号「令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について」。

首題のことについて、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。

令和5年10月30日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

それでは、補正予算書第3号の1枚目をお開き願います。令和5年度島尻消防組合の一般会計歳入歳出補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ863万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,682万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

まず、はじめに歳入から説明したいと思います。5ページをお願いいたします。7款1項1目繰越金、補正額863万7,000円の増、令和4年度の実質繰越額から本年度当初予算額200万円を差し引いた額でございます。

次に、歳出にいきたいと思います。6ページをお願い致します。2款1項2目財政管理費、補正額530万円の増、前年度剰余金の一部を財政調整基金に積み立てるものでございます。

7ページをお願い致します。3款1項1目消防費、補正額277万2,000円の増、主な要因といたしまして3節職員手当等、台風6号の影響による非常招集の超過勤務手当、12節委託料、具志頭出張所用地測量委託業務及び財務人事給与システム保守委託料の新システム導入費増、13節使用料及び賃借料におきましても財務給与人事システム使用料の新システム導入費増でございます。

続きまして、3目消防施設費、補正額56万5,000円の増、要因といたしまして10節需用費、火災等で使用したホースを乾燥させるための昇降機であります、消防署ホースリフター故障による修繕費を計上しております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

1番（仲間光枝）

議案第20号・令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）についてですが、令和4年度の実質繰越金から当初計上分を引いた863万7,266円を歳入補正し、歳出では先程説明のあった財政調整基金繰入530万円、その他333万7,266円となっていますので、その他支出の中から2点確認したいと思います。

まず、最初に具志頭出張所用地測量委託費44万円についての説明を求めます。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの質問の具志頭出張所なんですけれども、移転いたしまして向こう653坪ございますけれども、近隣地の正確を図るため測量を行いまして、この正確な数値を出しまして、今後の具志頭出張所の売却を換算するための測量委託業務となっております。以上です。

1番（仲間光枝）

続きまして、いまホースリフターを使って、水で濡れたホースを乾かす設備だというふうに思っておりますが、その施設の耐用年数と、今回修繕のもし具体内容が説明できるのであれば、お願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

ホースリフターの件ですけれども、本署ができて平成8年に稼働いたしまして、27～28年経っております。その間、一度も故障とかなかったんですが、今回、全体的に動かなくなったものを取替えということとなっております。

耐用年数が私どももよくわからないんですけれども、平成8年からずっと続けて使用しているものを全部取り替えということとなっております。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑はございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第20号「令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第21号「島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第21号「島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合火災予防条例(昭和51年2月10日条例第13号)の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

令和5年10月30日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、総務省消防庁通知(令和5年5月31日付け消防予第306号)により島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する必要がある為でございます。

それでは、新旧対照表3ページをお願いいたします。第11条第1項第3号の2中「キュービック式のものについては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改めるものでございます。

4ページから5ページをお願いいたします。13ページ及び第44条の蓄電池設備につきましては、現行の火災予防条例において蓄電池設備は、これまで主に開放型の鉛蓄電池を用いた内容となっておりましたが、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう所用の見直しを行うものでございます。

6ページをお願いいたします。別表第3中、厨房設備に固体燃料を用いた離隔距離を定めたものでございます。これまで炭火焼き器等の固体燃料を使用した厨房設備の離隔距離が規定されていないため、上記に分類されないものの欄に定めている離隔距離が適用されておりました。

総務省消防庁において令和4年度に実験が行われ、新たに炭火焼き器等の固体燃料を使用した厨房設備の離隔距離が示されたため、条例の離隔距離の欄の追加を行ったものでございます。

1 ページをお願いいたします。附則といたしまして、施行期日につきましては、令和6年1月1日から施行するものでございます。条例整備のための改正でございます。新旧対照表等をご参照の上、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1 番（仲間光枝）

議案第21号、条例の一部改正についてなんですが、いま説明があった条例改正の対象となる具体的な施設とは、どういう施設になるのかお願いします。

予防課長（大城 学）

対象施設ですが、変電設備、急速充電設備と蓄電設備なんですが、急速充電設備の方は当管内では、現在、設備はないということです。

変電設備に関しては、大きな電力を使用する施設、屋外にある陸上競技場とか、そういった施設になります。蓄電設備の場合は、非常電源設備を利用する発電機、その始動時に使う蓄電設備になります。以上です。

1 番（仲間光枝）

本条例の改正によって、当消防の業務というのが減るのか、増えるのか、変わらないのか、その点をお願いします。

予防課長（大城 学）

施設においては、今後いろんな建物、施設自体が増える可能性がありますので、今後増えるだろうと考えております。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑はございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第21号「島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第八、これより一般質問を行います。通告の受付順に行いたいと思います。

尚、本日の質問については各議員の発言はそれぞれ20分以内といたします。

最初の質問者、1 番仲間光枝議員。

1 番（仲間光枝）

引き続きよろしくお願ひ致します。先日の消防フェスタ、天気にも恵まれて、多くの親子連れが来て賑わっていたと思います。子どもたちがとても楽しそうに体験活動とかしていて、担当された職員の皆様もとてもやりがいを感じてされていたのではないかと思います。とても暑い中、本当にお疲れさまでした。

それでは、通告に従いまして質問してまいります。まず1点目、給与誤支給是正処理の進捗状況について。令和3年10月、令和4年2月、令和4年10月と3度の一般質問を通して、是正処理進捗状況や抱える課題等について確認し提案等もしてきましたが、その度に「精査中」「適正に対応したい」との答弁でした。最後の質問から1年経過しましたが、経過説明も十分に行われなかったため、これまでの説明の再確認を含め以下伺います。

①精査の結果（過大と過小それぞれの人数及び金額）。②遡及起点日と遡及期間。③過小支給者のうち、遡及期間の確定により支給ゼロになる職員数。④過小支給者のうち、遡及期間確定により消滅する最高額と平均額。⑤過大支給者のうち、遡及期間確定により返還ゼロになる職員数。⑥過大支給者のうち、遡及期間確定で算出された最高額と平均額。⑦それぞれの処理方針、一括又は分割、手続き・方法等をお願いします。⑧職員への説明と結果に対する同意の状況。⑨同意を得られない場合の対応。⑩職員から挙げた要望や意見。

続きまして、大きく2点目、地方公務員定年引上げに伴い想定される課題と対策について。

消防職員を含む地方公務員の定年が今年度から段階的に引上げられ、令和13年度以降65歳定年となりますが、消防特有の課題については専門家チームによる研究・検討がなされ、その結果報告が消防庁ホームページにも掲載されています。

その報告内容を踏まえ、当消防の課題対応への見解について以下伺います。

1. 高齢期職員の適材適所についての考え方。①体力や健康面において。②キャリアパス形成への取り組み。③役職定年制による配置課題と方針・条例の平明説明をお願いします。

2. 採用及び定員管理等についての考え方。①13年度までは、2年に1度1歳ずつ引上げとなることで定年退職が隔年となる影響と対策。②定年前再任用短時間勤務制希望者への対応課題。③多様な働き方が拡充される影響と組織の活力を維持するため取り組むべきこと。

3. 財政上の課題。

大きく3点目、財政課題について。2008年3月策定の県域1ブロックとする消防広域計画は、財政負担を懸念する意見等が出たことを理由に断念されました。2021年に計画を再策定し、先ずは2031年度をめどに中・南部2つのブロックの広域化を推進していくとのことですが、その間も自助努力によって複雑多様化する災害、救急救命活動を担っていくことには変わりはありません。

消防力の強化、拡充には財政面でのバックアップは必要不可欠であることから、現状と課題を詳らかにするために以下伺います。

①直近の財政調整基金残高とその他基金残高。②今後見込まれる高額支出、短期、中期、長期別をお願いします。③消防費に係る基準財政需要額の算定方法と直近3年の算定金額。④消防費基準財政需要額に対する構成市町負担金割合、直近3年分をお願いします。以上、よろしく申し上げます。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの仲間議員の質問にお答えいたします。まず、質問その1に関しましてです。①精査の結果ということですが、過大支給者26名、2,893万446円、過小支給者6名、226万5,191円となって

おります。

2番の遡及起点日と遡及期間ですけれども、令和5年5月1日を起点としております。遡及期間といたしまして、過大支給者5年、過小支給者3年としております。

③の支給ゼロになる職員はおりません。

④過小支給者に対しては、昇格に必要な最短期間での算定でありまして、必ずしも昇格するということでの金額ではありませんので、消滅するというものではありません。

⑤返還ゼロになる職員はいません。⑥過大支給者最高額、個人といたしまして203万2,735円、平均といたしまして111万2,978円、これは26名平均となっております。

⑦過小支給者に対しては、一括に支払いたいと思います。過大支給者からの返還については、職員の意向を考慮し、一括及び分割の方法で考えております。

⑧個別に調査結果と返還に関する説明等、同意書の提出を依頼しておりますけれども、過大職員26名に対して5名、過小職員6名に対して5名の提出となっております。

⑨同意を得られない場合ですけれども、提出がないと実行が難しいため、再度、期限を設けて提出依頼をしたいと思っています。

10番、昇格基準に対する職員から不満や金額が多額のため、対象期間の短縮や算定方法に納得がいかない意見や要望がございました。

続きまして、質問その2、地方公務員の定年引上げに関することですけれども、①体力や健康面においてということで、加齢による体力及び健康面の低下は避けられない状況ですが、職員配置の8割は現場、2割は日勤業務ですので、経験値を活かした部署の配置に取り組んでいきたいと思いますが、消防ならではの課題等がありますので、検討を要します。

②キャリアパス形成への取り組みということですが、キャリアパスの形成は若手及び中堅職員が高齢職員になったときに未経験業務がないように各部署への配置を行い、中長期的なスキルアップでモチベーション低下にならないように考慮していきます。

③役職定年制による配置課題と方針・条例の平明説明ということですが、60歳で役職は外れまして主査クラスとなりますけれども、配置については、本人の意向や経験値、職場の業務内容を考慮した部署を考えております。

課題として体力的、健康面で現場での業務が安全かつ効率的に現場活動ができるかの懸念がありまして、方向性といたしましては救助、救急、災害に安全に対応できるかの確認体制と、日勤業務を含めた対応で若手職員と高齢期職員のバランスを考慮した配置をしたいと思っています。

条例の平明説明では、定年等に関する条例では65歳段階的引き上げや管理監督職勤務の上限制限、定年前再任用短時間勤務職員の任用等を制定施行され、60歳に達する職員に対し、意向調査等の規則を制定しております。

大きい2番目、①の答弁です。採用及び定員管理等についての考え方ということですが、基本的には職員の退職に伴う前倒し作業で定員管理をしておりますが、定年引上げ期間中、令和5年から13年となりますが、職員の採用枠が1名やゼロというときもありますが、定数条例内での八

重瀬、佐敷出張所の増員も含めて採用計画を立てたいと思っております。

②定年前再任用短時間勤務希望者への対応課題ということですが、他の地方自治体の事例では60歳以降は一旦退職して再任用として勤務する職員が多数を占め、当組合も60歳以降は定年前再任用短時間勤務の希望があると想定されます。

65歳までは、本人の意向で職務態度に影響がなければ勤務できますが、課題として適正な配置とモチベーション低下にならないように考慮が必要と思っております。

あと大きい2番目の③の答弁です。多様な働き方が拡充される影響と組織の活力を維持するための取り組むべきことということですが、高齢期になりますと、消防職以外にも社会的な貢献や知識、技術、経験等を活かした働き方があり、再任用短時間勤務においては、空いた時間を有効利用できることから多種多様に活動できます。

組織としては、高齢期職員の知識、経験、技術等の継承も期待し、消防力の向上に努めていきたいと思っております。

あと3番の財政上の課題ということですが、60歳以降につきましては、給料の方は7割程度となり、役職の定年制も導入され、高齢期職員の人件費は減少します。

再任用短時間勤務職員となりますと、さらに勤務時間の減少により、人件費は減少しますが、65歳までの採用延長ですので、総額の人件費自体は増額となります。限られた予算での対応となりますが、その分の若手、中堅の超勤関係の手当減も見込まれますので、注視したいと思っております。

質問その3. 財政課題についてということですが、①直近の財政調整基金残高とその他基金残高ということですが、直近では令和5年度に基金繰入いたしまして、現在の財政調整基金は1,731万7,566円となっております。また、減債基金及び庁舎整備基金は0円であります。

②今後見込まれる高額支出額、短期、中期、長期ということですが、短期の方では救助車及び救急車車両の更新事業や中期的には庁舎の非常用発電機や梯子車の次回に係るオーバーホール費用、非常用発電施設、通信指令センターの更新事業に係る経費等があげられます。

長期については、佐敷、八重瀬庁舎絡みの負担は落ち着き、本署や訓練塔は改築等の予定が現在ありませんので、現在、高額予定としては組んでおりません。

③消防費に係る基準財政需要額の算定方法と直近3年の算定金額ということですが、基準財政需要額の算定方法は、各市町村が県及び国に算出し、算定される方法となっておりますので、当組合での算定及びそれによる歳入はございません。

また、直近3年分の基準財政需要額ということですので、令和3年度南城市の方が7億9,046万4,000円、八重瀬町が5億2,556万4,000円、令和4年度におきまして、南城市が7億7,746万9,000円、八重瀬町5億1,593万6,000円であります。令和5年度は、南城市7億9,036万6,000円、八重瀬町5億2,796万2,000円となっております。

④消防基準財政需要額に対する各構成市町の負担金割合ということなんですけれども、これも直近3年といたしまして、令和3年度南城市の方が72.5%、八重瀬町の方が77.8%、令和4年度、南城市88.8%、八重瀬町94.9%、令和5年度、南城市77.6%、八重瀬町83.2%となっております。

令和4年度におきましては、八重瀬出張所建設に伴う費用がありましたので、負担金が多くなっております。以上です。

1 番（仲間光枝）

有難うございました。それでは、通告の順に従いまして再質問をしてみたいと思います。

最初の給与誤支給是正処理の進捗状況についてですが、説明では同意者は過大職員26名に対し5名、過小支給職員6人に対し5名、不同意の人が22名いらっしゃるということで、同意を得られなければ次へ進められないという話でしたけれども、先程の答弁の中にもいろいろ要望としてあげられたというものに含まれていたのかなと思います。同意をまだ得られていない22名の方々であります。その人たちが同意をしてくれない理由について消防側ではどのようにお考えでしょうか。

次長兼総務課長（島袋清正）

同意を求めて説明はしておりますけれども、なかなかそういう意味で理解してもらえない根拠といますか、本人の責任ではないということ、そして当時の昇格方法の間違いではないので、本人に責任はないということです。

あと金額の方が高いということがありまして、なかなか同意の方は得られていないというふうに見ております。以上です。

1 番（仲間光枝）

先程の中にも算定方法に納得いかないという意見もありましたということでした。ミスをした当事者側による算定ではなくて、第三者を入れてほしいという意見等もあったというふうに私は思っておりますが、調査結果というものに対して透明性、信用度を上げるためにも私はその意見に賛成で、実際提案もしてきました。

消防長に伺いますが、迷惑や負担をかけてしまう職員が実際にいらっしゃるわけですね。そういう方々、いま同意の状況も芳しくない、なのでこれまでの説明だったり、対応だったり、組織として本当に誠意を尽くしたものになっていたのかという点について消防長の考えを伺います。

消防長（屋比久 学）

ただいまのご質問にお答えいたします。私たちも当初から理解を得られるように努力したわけですが、なかなか職員の理解が得られないということでもあります。今後もさらに努力を重ねて理解を得られるように頑張っていきたいというふうに思っております。

また、顧問弁護士及び南城市、八重瀬町の関係機関とも連携を取りながら対応していきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（仲間光枝）

それでは管理者に伺います。令和4年2月、古謝管理者が返り咲きを果たされた最初の消防議会で私の一般質問に対して、こうお答えになっております。

不利益を被った方々には、5年という時効ではあるんですけれども、将来においてその分の額というのは確保できるような仕組みづくりというのを考えるべきだということで申し上げております。あれから1年8カ月経っておりますが、いまの考えを伺います。

管理者（古謝景春）

不利益を被った職員については、これは当然、その部分についてはすべきだろうということで、事務方にもそのような形で調整をして頑張っておりますので、よろしくお願いします。

1 番（仲間光枝）

今回の件は、本当に職員に多大なストレスを与えたものだというふうに私は思っています。それが心配なのが士気低下に繋がらないかということにもなってきますので、今後、消防長がおっしゃったように誠意ある対応を続けていってほしいというふうに思います。

今後も解決の経緯を注視したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。2 点目、地方公務員定年引上げに伴い想定される課題と対策についてなんですが、最初に島尻消防職員の現在の平均年齢わかれば教えてください。わからなければ大丈夫です。

次長兼総務課長（島袋清正）

うる覚えなんですけれども、島尻消防職員いま100名おるんですけれども、38歳前後だったというふうに記憶しております。正確な数字の方は、のちほど伝えたいと思っております。以上です。

1 番（仲間光枝）

私もいま手元にある消防年報の直近の3カ年分、元年度、2年度、3年度を見ますと、平均年齢いずれも37歳となっています。なので、この辺りがこれまでは平均だったのかなというふうに思っていますが、これが今後退職が延びて、新採用が減ってくると、この平均年齢がぐっと上がってくるのかなというふうに思いますが、消防というのはかなり体力、気力を使う職種になっていまして、それを懸念する声もあるというのは当然なのかなというふうに思います。

お配りした資料をちょっとご覧になって下さい。これは消防庁ホームページにある配置類型の分類図ですが、当初の職員配置もこの4類型のとおりなのか、定年延長による配置上の工夫と消防長のご見解を伺いたいと思います。

消防長（屋比久 学）

ただいまの仲間光枝議員の質問にお答えいたします。いま現在、当消防組合では、再任用の職員は1名ということでありまして、今後、定年延長により職員が60歳を超える高齢期の職員が増えてくるというふうに考えております。

そういった意味でも高齢期職員の知識、経験を活かした配置工夫を行っていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩 午後 2 時34分

再開 午後 2 時34分

議長（運天貴也）

再開します。

消防長（屋比久 学）

お答えいたします。この分類で概ねいいかというふうに思っておりますけれども、現在、配置のDの方、市長部局等というのがありますので、そこら辺は当組合としてはなかなか難しい点があるんだろうというふうに思いますけれども、今後は構成市町、南城市、八重瀬町と連携が必要だろうというふうに思っています。

また、配置のBの方になりますけれども、日勤救急隊、これも現実、実現可能なものだろうというふうに思っております。女性職員の産後の働き方というのもあります。そして60歳以降の職員の働き方というのがありますので、これを参考にしていきたいというふうに思っております。以上です。

1番（仲間光枝）

若い職員は、今後、自分の経験を積みながらキャリアパス、意識しながら経験を積んで、高齢期になれば若手の指導にあたるというふうな本当に適正な配置をいまからさらに求められていくことになればいいと思います。

定年変更で消防力の低下というのがあってはならないことなので、予想されるのが大地震、そして多発する大雨災害等がありますので、そういったことも含めると、やはり次の質問になりますけれども、消防力と財政課題については、しっかりと議会の中で議論していかなければならないことだというふうに思っております。

それでは3点目、財政課題についていきます。消防の収入源は、構成市町の人口割合で算出された負担金が主というふうになっていますが、私たち消防議会の議員であっても、そもそも組合消防の予算の決め方、特に組合なので、ちょっと特殊なので予算の決め方についてよく知らなかったの、今回の質問を出させていただきました。

少し古い資料になるんですけども、消防の対応力強化方策検討委員会の資料があって、その中でこういうことが書かれています。経費負担方式の改善について、少なくとも各構成市町村の消防費に係る基準財政需要額は、負担金として拠出するよう理解を求めるべきであり、特に64方式という言葉が出てくるんです。古い資料なので、もしかしたらいまは64方式というのは、過去のものになっているかもしれませんが、この意味を理解するためにもしおわかりになればいいので、64方式というのが何なのか説明をお願いします。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時37分

再開

議長（運天貴也）

再開します。

次長兼総務課長（島袋清正）

その64方式というのは、私もお存知ないです。ちょっと調べてみます。以上です。

1 番（仲間光枝）

私もこの64方式が出ていろいろ調べてみたんですが、市町村の消防財政という資料の中に6と4の数字が出てくるやつが出てきたんですが、これが何を意味するのかがちょっとよくわからなくてお伺いしました。私もまた今後さらに調べてみたいと思います。有難うございます。

先程申し上げた64方式は置いといても、この指摘というのは、組合消防の構成市町村は基準財政需要額のうち消防費として計上された分は、ちゃんと消防費にはつきり言って全額充てて下さいね、全額というか、消防費として計上された分なので充てて下さいねということだと思いますが、今回提出いただいた資料も全額にはなっていないというような結果が見えてきます。

少子高齢化だったり、混迷する社会情勢、そして急速に進んでいるデジタル化等々で行政ニーズの多様化、複雑化が財政負担は増しているということは、私自身も本当に重々理解はしているところですけども、そのことを理由に消防予算が縮減することがないように、私は消防議会の議員なので、そのこともしっかりと求めていく必要があると思って、今回質問しております。

最後に管理者、副管理者、消防の管理者、副管理者でありながら、それぞれの市町のトップリーダーでもあるので、なかなかそこら辺はバランスだったり、難しいかもしれませんが、この消防予算の今後の課題等について、もしご見解があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

管理者（古謝景春）

地方自治体の予算の編成というのは、基準財政需要額というのは、ある特定の基準、各全市町村が、例えば我が南城市であれば、旧知念村、旧玉城村、そして旧佐敷町、大里村とありますが、それも含めて、いまは合併をしたがために、いわゆる消防長も一人でいいわけですね。そういったもので、基準財政需要額には計算されるんだけど、人件費が浮いてくる。そのために広域化が必要だということは我々それなんです。

いわゆる基準財政需要額よりも抑えて効率化を図っていくというのが我々のいま合併の経緯でございます。

そういうことで、学校の子どもたちの児童数を讀んだり、そして農道とか、道路延長の部分で基準財政需要額に収入として何メーター当たりいくらということやって、その差額の収入額というのは、その財政需要額よりもずっと下であります。その分の手当が地方交付税としてくるわけありますから、また、学校の緊急的な子どもたちの支出とか、学校の冷房が壊れた場合には損失したり、いろんなことが起こるわけです。財政需要というのは、全体を見据えながらやっていくわけありますから、そしていまの消防というのは、市町が運営しているのと一緒ですから、緊急的に何かがあれば、基金を取り崩ししてでも消防に手当をしなければいけないというような状態ですから、個別に一部事務組合だから、個別に予算を全体をもつということではなくて、市町が全体としてついていますということありますから、それは私は問題はないと思っております。

副管理者（新垣安弘）

単独の市であれ、こういった組合であれ、国の方から示されているような、例えば人的配置、機材の充足率等々はあるとは思いますが、そこは今の組合から体制を維持するために示される金額に関しては、責任をもって出していかなければならないと思っておりますので、そこはできるだけ人的配置、機材の充足率にしても上げていくようにはしながら、お互いバランスを取りながら体制の強化に向けて頑張っていくべきではないかと思っております。以上です。

1 番（仲間光枝）

よろしく申し上げます。これ最後になんですが、これも財政課題の一つに当たるのかなと思うところで、要望として最後に述べたいと思いますが、今回の質問にあたって、私は消防の方のホームページ、何回も訪問しております。

なぜかと言うと、議会議事録、いま言った令和4年2月の皆さんとのやり取りとかというのを確認しようと思っているんですけど、議事録があがってないんです。なので、令和4年、とにかく8月ぐらいからあがってないので、約1年以上、更新されてないという中では、皆さんは消防なので、消防の本部の方で集中して頑張してほしいというところがあって、もしホームページ、更新が皆さんのお仕事でないならば、そこら辺、例えばホームページを担当する外注についても予算が必要ということであればあげていくべきではないかなと思います。

ホームページをしっかりと更新していくというのは、市民サービスの一環でもありますので、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。答弁はいいませんので、よろしくお願ひします。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時50分

議長（運天貴也）

再開します。

次の質問者、3番議員、森山悟議員。

3番（森山 悟）

お願いいたします。1番、人員適正化について。南城市・八重瀬町の人口は、毎年増えている状況の中、市民・町民の安心・安全・財産を守る責務を持っているのが、島尻消防組合だと認識しますが、今後人員適正化に向けての計画について伺う。

①南城市、八重瀬町の人口の推移について伺う。②今後の島尻消防組合の人員適正化に向けて、取り組みについて伺う。

大きい2番、八重瀬出張所の施設について伺う。令和5年8月25日に八重瀬出張所落成式が盛大に開催され、地域住民の安心・安全の確保に大きな役割を果たす施設だと考えて以下について伺う。施設の運用状況について伺う。

大きい3番、今後の住宅火災・車両火災の対応について伺う。近年、住宅火災・車両火災の件数が全国的に増えている傾向があります。南城市・八重瀬町、島尻消防管内での今後の対応について

伺う。

①南城市・八重瀬町での住宅火災・車両火災の直近の状況について伺う。②今後の対策・今後の計画について伺う。以上、3点よろしく願いいたします。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの森山議員の質問その1について、私の方でお答えいたします。質問1. 人員適正化についてですけれども、南城市及び八重瀬町の人口の推移はということではありますが、私の方で過去5年の方をちょっと調べてみましたら、令和元年度、南城市の方が4万4,166名、令和2年度、4万4,593名、令和3年度、4万5,222名、令和4年度、4万5,645名、令和5年度、4万6,210名となっております。年度当たりの平均といたしますと511名、約1.1%、年ごとに増加しているということとなっております。

あと八重瀬町におきましては、令和元年度、3万1,280名、令和2年度、3万1,475名、令和3年度、3万1,798名、令和4年度、3万2,229名、令和5年度、3万2,565名ということで、この方も年度当たり平均いたしますと321名、約1%の増加ということとなっております。

参考といたしまして、世帯では南城市は年間349世帯増加、八重瀬につきましては、年間194世帯の増加ということとなっております。

②今後の島尻消防組合の人員適正化に向けての取り組みですけれども、消防施設整備計画実施調査というのがございますが、その中での島尻消防の人員適正化人数は134名で、現在、職員の76.1%となっており、適正化人数においては十分とは言えない状況であります。

特に佐敷出張所は、現在4名体制、八重瀬出張所は6名体制で勤務しておりまして、出場要請が重なった場合での対応が不安となりますので、内部での組み替えや、増員による組み替えを行っている状況ではありますが、今年度から定年延長が令和13年度までありますので、見据えた適正化が必要ということとなります。以上です。

署長（城間 功）

森山議員の質問その2、八重瀬出張所の施設運用状況についてお答えいたします。現在、職員6名体制で24時間、八重瀬町全域と南城市一部区域を管轄とし、地域住民の安心・安全の確保に努めているところであります。

八重瀬出張所は充実した施設、設備となっており、出動専用のスペースを設けたことで出動の際、救急服や防火服の着装をスムーズに行えるようになったほか、屋外での火災や救助、訓練スペースも確保されており、消防力強化を図れる施設となっております。

また、小会議室や大会議室を利用した講習会や研修会が可能なため、今後、地域住民の皆さんに対して応急手当などの講習会を開催し、普及活動により力を入れていきたいと考えております。

停電や災害時には、災害用発電設備も完備されており、一時避難場所として使用可能なスペースとなっており、地域住民の安心・安全の確保が図られる施設となっております。以上です。

予防課長（大城 学）

質問その3について、お答えします。①火災の件数ですが、住宅火災が1件、車両火災が2件で

す。これは直近、令和4年1月から12月の件数になります。

②今後の対策・計画について。全国一斉に火災予防運動期間を設けることにより、防火の意識を高め、年間計画を通して避難訓練や建物の査察を行う。以上です。

3番（森山 悟）

順を追って再質問をさせていただきます。先程の人員適正化の方なんですけど、いま南城市と八重瀬町、右肩上がりです。約年1%ほど人口が増ということなんですけど、この島尻消防組合の人員適正化なんですけど、この人数で本当に今後、市民の安心・安全を守っていけるか、ぜひ早めの段階で職員を入れないと、職員の負担になってはいないかと思いますが、それについて再度所見を伺いたしたいと思います。お願いいたします。

次長兼総務課長（島袋清正）

確かに森山議員のおっしゃるとおり、八重瀬町、南城市、人口の方も約800名ほど毎年増えているという状況でございます。それに比例いたしまして、救急件数も増えているというような状況にはなっております。

ただ、国の実態調査の方ではいま134名必要ということとなっております。うちもそれに近づけるように、全国平均の方が78%というのがあります。うちは76%なんですけれども、最低でも全国平均にもっていきようということなんです。特に懸念されているのは、八重瀬町の方です。佐敷の方はいま4名ということで、前回、新聞の方でいろいろお騒がせしておりますけれども、4名体制だったということもありますので、その方も加味して増員の方は必要かというふうに思っております。以上です。

3番（森山 悟）

いまの件で八重瀬の方はいま6名体制ではあると思うんですけど、聞いてみれば9名は必要ではないかと、佐敷の方も6名ぐらい必要ではないかと、最近の新聞報道であったときも職員に負担がかかって動きができない状態だと私は思います。

だから、そのためには早めの人員を増やす計画が必要ではないかと思いますが、それについても一度所見を伺います。よろしく申し上げます。

次長兼総務課長（島袋清正）

消防側の方では、やはり消防の業務というのは、人と資機材の方が物を言いますので、その方を充実したいということを願っておりますけれども、やはりこの方も予算というのが絡み合いますので、構成市町の財政の方も考慮しながら対応しないといけないということもございまして、うちの要望だけ100%というわけにはいきませんので、その辺は調整ということとなります。以上です。

3番（森山 悟）

それではやはり財政、お金がかかることなので、管理者と副管理者に再度質問させていただきたいと思います。南城市の市民、八重瀬町の町民を守るためには、人を増やして皆さんの安心・安全を守らないといけないという観点から、管理者と副管理者に今後の取り組みをお聞かせ願えますか。よろしくお願いいたします。

管理者（古謝景春）

先程も申し上げましたけれども、基準財政需要額とか、人員については、基準に照らし合わせながら、市町の住民の生命・財産を守ることが大切でありますから、しっかり財政部局に説明できるような資料を揃えて、それを勝ち取るというようなことをやらないと大変難しい状況ですから、皆さんもご承知のように、各市町村では約3億円ぐらいの予算を削って収入と合わせてやっているという状況が、私も財政課長をやっておりましたから、そういう大変厳しい予算編成の中で、どこに予算を張り付けるかというような作業がございますので、しっかり理論武装して説得をして、そしてどうあるべきかというのを示してほしいと思っております。

副管理者（新垣安弘）

適正化に近づけていきたいというそのお気持ちは皆さんも私たちも一緒ですので、そこはいま管理者がおっしゃったように、しっかり財政当局と詰めながらいい方向にもっていきたいと思っておりますので、頑張ってください。

3番（森山 悟）

続きまして、大きな2番の件について再質問させていただきます。八重瀬出張所は8月25日に落成式があり、9月1日から運用されておりますが、この施設、答弁の中でも災害時にも強い発電機も設備されているということがございますが、いま出動にあたって何か不具合とかはないのか。機械類、無線機とか、そういったのも全然問題はなかったのかというのを再度、お聞かせ願えますか。

署長（城間 功）

森山議員の質問にお答えします。落成式を終わって運用するにあたって、実際、車両の出動とか、そういったものに関しては不具合はなく、あと通信関係に関してちょっと不具合があったんですけども、これも解消して終わっております。以上です。

3番（森山 悟）

今後も安心・安全にスムーズな消防活動をぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、大きい3番目にいきたいと思います。3番目、今回、八重瀬と南城市での住宅火災が1件、車両火災が2件ということがございますが、全国的に見てもかなりいま住宅の火災もそうですけど、車の火災もかなり増えている。最近よく見られるのがEV車、リチウムイオン電池を使った車の火災がかなり見受けられます。この火災を島尻消防の方でももし火災があった場合に、消火をどのように考えているかというのをお聞かせ願えますか。

予防課長（大城 学）

消火に関しては、基本的に冷却消火で水の消火です。それと泡の消火を使ってやっております。建物も車両火災も同じです。以上です。

3番（森山 悟）

火事とか、車の火災というのは早く消さないといけないということがあるものですから、泡の洗剤で水を使ったりする。テレビとかでもよくやるんですけど、ファイヤーブランケットという大体EV車が燃えるときには約1,000度ぐらいになるんですよ。1,000度になるということは、普通の水

とか泡で使ってもなかなか消えにくいというのが現状あるみたいですよ。そこでファイヤーブランケットをかけて、2,000度まで耐えられるというのがあるんですよ。そういったのも今後常備して使えるような体制とかも取っていくのか。この消火資機材というのは、いろいろなものがいまたくさん出回っていると思いますけど、今後、島尻消防としてもこういった機材を今後揃えておくのかというのがちょっと気になるわけです。それについてお願いできますか。

署長（城間 功）

こういった資機材に関しましては、業者さんが当初、島尻消防まで案内来ておりました。それに関して、金額が高額になりますのでということで一旦は帰したんですけども、それを警備隊員の方からあげてもらって、財政課とまた意見交換をしながら考えていく方向でおります。以上です。

3番（森山 悟）

有難うございます。今後の島尻消防の取り組みとしまして、コストコがいまから来ることになっていますけど、来た場合に、この辺、前も言ったんですけど、混むと思うんですよ。混んだ場合に火事とか、そういった緊急性を要するときに、資機材とか、特殊車両とか、今後いろんなの見据えて動かないといけないと思います。

だから、この件についてどのような資材とか、今後の運搬車両の特殊化というのを考えているか。先程言ったようにメーカーさんからこういったのが来るという話はございますが、自分たちでもどういったのが必要だなというのを考えているのがあるかというのではないのでしょうか。

署長（城間 功）

消防の方ではコストコが来た場合に確かに交通量多くなると思います。その旨、緊急車両が通れるような形で広報活動とかやっていけるようなことも考えていかないといけないのかなと思っております。いまのところ、この方が先になるかと思っております。以上です。

議長（運天貴也）

次の質問者、2番議員、宮城勝也議員。

2番（宮城勝也）

それでは、お願いします。3件質問通告させていただきました。読み上げて質問に入らせていただきます。

まず1点目、個人情報の取り扱いについて。（1）当組合が取り扱う個人情報とはどのようなものがあるのか。（2）これらの個人情報どのように管理、また保護されているのか伺います。

2点目、八重瀬出張所開所後の体制について。（1）管轄地域について伺います。（2）職員配置状況について伺います。（3）消防車両、消防機器等の配置状況について伺います。

3件目、違法対象物公表制度について。（1）当組合における同制度の運用状況について伺います。

次長兼総務課長（島袋清正）

宮城議員の質問その1、個人情報の取り扱いについてということで、私の方で説明をします。

（1）当組合が取り扱う個人情報とはということですが、まず職員の個人的情報、年齢と

か、性別、生年月日、住所等の個人的プライバシーに関わる情報、あとはまた退職者情報、また救急や救助の対応で知り得た個人情報ということがあります。

あと（２）これらの情報の管理、保護なんですけれども、これらの個人情報はどうのように管理されているか。現在はアクセス権とか、パスワードの設定でパソコンの管理や救急活動記録表では、専用端末がございますので、そこで管理しております。

また、紙媒体は決裁後、鍵付きの戸棚にて保管しているという状況でございます。以上です。

署長（城間 功）

宮城議員の質問その２、八重瀬出張所開所後の体制について、お答えいたします。（１）管轄地域についてですけれども、八重瀬町全域と南城市一部区域を管轄区域としております。

（２）職員配置状況についてということで、６名体制の配置としております。

続きまして、（３）消防車両、消防機器等の配置状況についてということで、６名での運用ですので、車両、救急車２台、消防車両２台及び消防機器等を配置しているところでございます。以上です。

予防課長（大城 学）

質問３についてお答えします。平成30年11月30日、島尻消防組合火災予防条例公表規程を作成しました。令和２年４月１日、上記規程を施行しました。例規集の１万1,500ページに掲載しています。

現在、当組合と本部の違反対象物をホームページで掲載しております。以上です。

２番（宮城勝也）

１番から順を追って再質問していきます。個人情報の件なんですけれども、答弁はあったんですが、一応確認ですけれども、主には情報を取り扱う、特に救助対象者の方に対応する職員の皆さんが個人情報、カルテ的なものを作成すると思うんですけれども、それを扱うにあたってどういう指導を行っているのか。それとその情報に対して、現場で直接知り得た職員に対して、どの時点でどのような責任が発生するのか。その辺りちょっと説明をお願いします。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩 午後３時11分

再開 午後３時11分

議長（運天貴也）

再開します。

次長兼総務課長（島袋清正）

この方は救急要請がありまして、そこで必要な名前とか、生年月日、そういうものは収集はしますけれども、それに対して職員の方は、もちろん守秘義務がございますので、あとはそれをもとにして病院の方に引継書というのをもとにして病院の方に情報を伝達するというで使用しております。以上です。

2番（宮城勝也）

救急車で搬送する一つ例をとって、現場対応した職員の方と、あとそれ以外に救助された方、患者の方の個人情報に触れる、個人情報を知り得る外部と言いますか、関係機関はどのようなものがあるのか、その辺りの確認をお願いします。

署長（城間 功）

交通事故とかにあっては警察関係、あと病院関係者になるかと思われま

2番（宮城勝也）

いま通信関係は広域の通信センターになっていると思うんですけど、通報が来て、どこどこに何歳ぐらいの、どういう症状の方がというふうに通報があって、そこでまず情報は皆さんのところへ行って出動すると思うんですけども、その通信センターについては、そういった個人情報のものは、同じような情報は扱ってないということの認識でよろしいですか。

それとも一義的な通報の情報を得られている状況なのかということと、向こうのセンターでどれだけの情報を扱えるのかということをちょっと説明いただきたいと思います。

署長（城間 功）

指令センターの方では通報内容は把握してますよね。それに対して無線機等々で連絡とか、何らかの連絡はやっていると思います。それで少しの情報は向こうも流れています。以上です。

2番（宮城勝也）

そういった流れの中で、また関係機関いろいろ決まりがあって、条例の中で個人情報の取り扱いについてあると思うんですけども、この個人情報の不適切な取り扱いがあった場合、例えば持ち出すとか、外部に漏らすとかがあった場合、島尻消防組合としては、どのように対処されるのか。条例とかあると思うんですけど、その辺りの説明をお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

公務員として、こういう知り得た情報に関しては、外に出してはいけないという守秘義務、地方公務員法の方にもございますので、それに則っての対応ということとなります。それに逸脱した職員がいるのであれば、懲罰対象ということでの対応となります。以上です。

2番（宮城勝也）

一連の確認をさせていただきました。これに関連して、次の質問の内容を変えるんですけども、先程話あったんですけど、5月16日に県内の沖縄タイムス紙の方で、佐敷出張所での件について報道がありました。

その記事を改めて読んでみると、本紙が入手した内部文書などによるというふうな記事の書き方をされているんです。その記者の方は、亡くなった男性の父親64歳とまで書かれていて、非常に遺族の方、ご家族の方までも知り得ているというような状況があります。

内部文書ということは、先程言ってきた個人情報にもなるのかなというふうに想定されるんですけども、これに関して情報公開の請求があったのか。あとこの内部文書と言われるものはどういうものなのか、認識しているんだったら、それを伺いたいのと、どういった経緯でそれが記事の表

現になったのかというのを組合としての見解を伺いたいと思います。

次長兼総務課長（島袋清正）

たぶんこれは新聞記者からの報道だと思うんですけども、最初、新聞記者の方から情報公開請求ということで、うちの方は公開しております。その中では殆ど黒塗りの方で氏名とかわからないような状況で情報公開の方はしております。

しかしながら、新聞の方では、先程宮城議員が言われたように詳細の方が出たということでありまして、うちの方も本部内からはこういう情報は出していない。組合の方からは出していないということですけども、実際は流れていたということではあれば、何らかの方法で知り得たのかなというふうには察知しております。以上です。

2番（宮城勝也）

最初に確認しますけれども、消防以外にいろんな機関が個人情報に触れるという可能性があるということも確認できたんですけども、いわゆるこれ個人情報の漏えいに当たるのではないかなと、私は個人的に思うのですが、その件について組合としてはどのようにお考えであるか、お伺いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

当組合もそういうふうには察知いたしまして、職員の方には6月16日付けで文書を流しております。内容といたしましては、情報漏えいの疑いによる注意喚起についてということで、こういう一連の外部の方に情報の方が掲載されるということでありまして、職員に対しても情報漏えいに関することは重々注意しなさいということで文書で通知の方はしております。その中で信用失墜の行為、あと守秘義務というのと、あとはそれに逸脱した者に対する罰則だというような文言を提起して職員の方には流しております。以上です。

2番（宮城勝也）

調査する必要はないという判断でよろしいですか。

次長兼総務課長（島袋清正）

現在、調査はしておりません。また、警察の方にも実は相談はしておりまして、その後まだ何らかの発展があった場合は相談して下さいというような警察の方には相談はしております。

職員の方には調査というのはしておりません。注意喚起の方で現在の方は終わっております。以上です。

2番（宮城勝也）

今回の新聞報道も県内各社が全部取り扱って、同じように掲載されていますし、また、あと親族の方にもインタビュー、取材をされているということを一一般の視点でみると、ちょっと大丈夫かなと、自分たちが例えば緊急なときに救急を利用したときに、自分たちの情報がどっかからか出ているんじゃないかと。

しかも直接この方が亡くなったこと、結果的にないという報告書あったんですけど、結局AEDを不携帯だったということを追及されたという形になっているんですけども、遺族の方からすれ

ば、最後、この父親の方は精一杯やってくれたということも言っていた中で、ミスがあったなら再発防止に努めてほしいとまで言っていたというのを考えると、この件は、私、調査できるものなのかちょっとわかりませんが、しっかり徹底していただきたいというふうに思いますし、逆にこういったものが続くと、他にも何か漏れていて、実はどこかで情報は出ているのではないかという懸念さえ感じられます。

あと先程次長もおっしゃいましたが、信頼関係、市民と町民の皆さんと職員間との信頼関係が壊しかねないことにもなりますので、文書で注意喚起をしたということがありましたけれども、実際もう少し強い指導なり、あと今回の件についても、それ以上に話題は発展してなくて、今回これ僕が取り扱うこともどうかなと思ったんですけれども、いまあるうちにしっかりしめておかないといけないというふうに思っております。

これは現場サイドと、あと管理責任である管理者の方もしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、この件についての所見と、あと対応についてお願いしたいと思います。

管理者（古謝景春）

対応した職員につきましては、1分1秒を争う生命を守るために急いで行ったがために、そのような形になったという結果的なことが起こっておりますが、それも家族では理解していただいて、大変有難うございましたというようなことも言われておりますし、また、全体を見ても新聞に載っていることが守秘義務みたいのが、これは職員間の信頼関係に資することですから、しっかりこれは守るべきことでありますから、再発防止に努めてほしいということも消防長にもしっかり申し上げておりますので、職員間においてもそのような情報を共有しながら、しっかり自分たちの信頼関係を築いていくということが大切だと思いますので、その旨また私が何かあるときには訓示でもしようかなと思っております。

2番（宮城勝也）

いまやった人がいるのかどうかかわからないですけれども、絶対原因はあるはずなので、その辺りはしっかりまたいまのうちでも摘んでおけるんだったら摘んでおいてほしいですし、ただ逆に本当のミスがあった場合に、それが隠ぺいされるようなこともあってはならないですので、その辺り逆に職員の皆さんにそういった不都合、組合にとって不都合なことが隠されてしまうようなことにならないように、そのあたりもしっかり取り組んでいただきたいというふうに私は要望しておきたいなと思います。

次に、八重瀬出張所の件ですけれども、先程、森山議員からもお話があったので、大まかはわかりましたけれども、具志頭出張所と比較して管轄が変更になった部分があれば教えていただきたいのと、あと資機材、消防機材、具志頭出張所時代と比べて、変わった点があれば説明をお願いしたいなと思います。

署長（城間 功）

以前の具志頭出張所の管轄区域、丸々一緒です。現在においても一緒です。

あと資機材についても具志頭出張所、以前のそのままの資機材、そのまま持ち込んで使っている

状況であります。以上です。

2番（宮城勝也）

有難うございます。新しい施設も大きくなったので、その分の設備等もいろいろ増えたかなというふうに思うんですけども、先程、仲間議員、森山議員も予算の件でいろいろな質疑があつて、私もそれに関して言おうと思ったんですけども、やはり八重瀬町の人口が増えて、特に具志頭方面、町全域、住宅地が宅地開発が増えてきていると、あと具志頭地域は、今後、市街化区域に編入しようかどうかということ、いろいろ都市計画を入れていこうということでもいま検討している中で、人員の増員であつたり、そういったものが必要なと思っておりますので、私、監査委員もしております、現場監査もいろいろ行かせてもらっているんですけど、現場の声からは、やはり職員がもう少しほしいとか、今回、椅子が古すぎて買い替えなさいということで監査委員の先生と一緒に指摘をさせていただきました。

そういった部分もしっかり現場の声が南城市、八重瀬の財政の方に届くように、私は向こうの議員なので、そこで議論しますけれども、皆さんももっと先程、管理者からおっしゃったように、理論武装をして覚悟をもっていただきたいなと思いますし、また我々議員に対しても皆さんが必要なものの要望ももっと出していただけたらなというふうに思います。この件についてはいいです。

最後に、違反対象物公表制度についてですけども、実は、この件について、私の地元の方から文書が届きまして、組合のホームページで違反をしている対象物件の指摘があると、これが実は地元にあつて、非常に利用しているので対応して下さいということがあつたんですけども、いまだという物件がホームページで公開されて指摘しているのか、その辺り課長説明をお願いします。

予防課長（大城 学）

現在、当組合では1件の違反対象物がございます。沖縄県では100件余りの重大な違反があるということで各消防の方で掲載中です。現在、掲載し、これまで当組合の対象物、是正の方はまだしておりません。以上です。

2番（宮城勝也）

この一覧表の日付を見ると、令和2年4月9日に公表という形でいま対象物が公開されているんですけど、その間、3年あるんですけども、どういう指導、対応してきたのか、その点説明をお願いします。

予防課長（大城 学）

4月9日に現在のホームページに掲載しております、令和2年10月に立ち入り検査、令和4年に立ち入り検査を実施2回しております。

その後、令和4年12月3日に立ち入り検査を実施して、結果報告、通知を出しております。現在、令和5年2月7日に警告書交付ということで出しております。以上です。

2番（宮城勝也）

この警告書の後の対応はどうなっているのか。また、改善されていればいいんですけど、これがまだ工事されているのか、されてないのかということになると思うんですが、次の段階どういう対

応があるのか、その辺り説明をお願いします。

予防課長（大城 学）

これから催告通知をして、また立ち入り検査の実施する予定であります。

それから改善改修するよというこで、その代表者の方に説明して、早くするように願います。以上です。

2番（宮城勝也）

令和2年から現状を把握して、あとホームページにも公開して、あと利用されているお客さんからもこのような通知が来るということは、逆に消防見過ごしてないかと、甘くないかというふうにも思えるんですけども、何か例えば営業停止とか、また建築物関係のそういう罰則などがあるのであれば、やはりそういったものもちゃんと理解させながらやっていかないといけないかなというふうに思いますし、5年前でしたっけ、あの近くで冷蔵庫の廃棄処分場がすぐ50メートル前のところで夜中に火事が起きたんです。

もし、それが引火していたら大変なことだったなというふうに思ったりもするんですけど、この指導する、管理する組合の責任として、しっかりこれ毅然とした対応を強く求めていきたいと思うんですけども、もう一度、対応について課長からの答弁をお願いします。

予防課長（大城 学）

現在、強制的にそういった建物を閉めるとか、そこまではまだ考えてはなくて、早めに改善するよというこが、設備を早めに取り付けるというこが私たちのいま考えです。その後、どうしても代表者ができないということになれば、今後また考えるべきだと思っています。以上です。

署長（城間 功）

この件に関しましては、最終的に命令、上位措置の方に持って行って、あと命令かけて、全然改修の見込みがないという形になれば、最終的には営業停止の処分という形になります。以上です。

2番（宮城勝也）

その経緯ももし公表できるのであれば、令和2年からずっと止まっているわけですよ。見たら、その後一回出して、そのまま放置かということになると思いますので、先程答弁があった10月に立ち入りとか、そういったことをやって、そういうことを守らなければ、先程言った営業停止もあり得るみたいなところをやった方がいいんじゃないかなと思います。

この間、消防フェスタ行ったときにチラシいただいたんですけど、ちょうどこの件、違反対象物の公表制度を開示しましたというこで、これ来訪者の皆さんに配っていたんですよ。逆にこれは皆さんに知ってほしいという裏の何かメッセージがあったのかなと思います。ちょうど私も一般質問で今回やらせてもらって、このことが多くの来訪者の市民、町民の皆さんに知れ渡っていますので、あと先程、仲間さんからありましたように、ホームページを見たときに、これ何だというこで、地元のお店があるというこで、令和2年から何も進んでないのかというふうになれば、その間、行ってきた人は不安になりますし、この文書を送っていただいた方も、お子さんとよく毎週のように通っているところだそうです。地元の方で名前が匿名なのでわからないんですけども、

安心して利用ができるようにしてもらえないでしょうかということをお願いしておりますので、これは担当の職員にも共有させてもらいましたので、その辺りもっと期限を決めて、先程、課長考えてないとおっしゃっていましたが、署長は営業停止もあり得るということをしかり相手に伝えるということだと思います。

相手は何も応じてないということなんですか、要は、この間。全然改善、消火器を置くとか、簡易的なものを対処したとか、そういったものは行ってないのか。行っていけばちょっとは気持ちあるのかなと思ったりするんですけど、その辺りちょっとお願いします。

予防課長（大城 学）

立ち入りした後、改善する意思がないのかなというのは私も考えております。以上です。

2番（宮城勝也）

そう感じているんだったら、もっと早めにやっておかないと、また課長の皆さんは異動になって担当が代わったりすると、また、そこからスタートというふうになると、何も解決しないので、ぜひそれをやっていただきたいと思いますし、あと消防組合もいろんなことがあって報道されている中で、信頼されるのは、こういうところからしっかりやって、毅然としてやるべきだというふうに思います。

私も近い地元のお店なので、非常に直接的には、気持ち的にもあるんですけど、そこは私も消防議員として皆さんと一緒にそこに働きかけていきたいと思いますし、そこでまた安心して買い物していただければ、また地域も安心して暮らせる地域になると思いますので、ぜひ最後、責任者である消防長ですか、今年度中にそういうふうにするのか。改善させるまでに仕向ける目途をぜひ最後伺って、私の質問は終わりたいと思います。

消防長（屋比久 学）

ただいまの質問にお答えいたします。関係機関と調整を行いながら改善の方向に向けて努力していきたいというふうに思っています。以上です。

2番（宮城勝也）

最後に、これ事業者のためでもあると思いますので、その辺りもしっかりもちながらぜひ対応、早急にやっていただきたいなと思います。以上です。有難うございました。

議長（運天貴也）

これで一般質問を終了致します。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第5回島尻消防組合議会10月定例会を閉会します。